

社会福祉法人新座市社会福祉協議会非常勤の職務の者の報酬及び費用
弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、新座市社会福祉協議会の非常勤の職務の者の報酬及び費用
弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(非常勤の職務の者)

第2条 非常勤の職務の者とは、定款又は別に定めた規程等により非常勤の職務
に就任した者（以下「非常勤職務者」という。）をいう。

- (1) 支部長、募金委員
- (2) 第三者委員
- (3) 生活支援員
- (4) 特に必要と認められた特別な委員会委員

(報酬)

第3条 生活支援員の報酬は、次の表のとおりとする。

区 分	報 酬 額
福祉サービス利用援助及び通帳保 管を伴わない日常的金銭管理	活動回数1回につき200円を乗じ て得た額及び従事時間1時間につき 800円を乗じて得た額の合算額
通帳保管を伴う日常的金銭管理	活動回数1回につき600円を乗じ て得た額及び従事時間1時間につき 800円を乗じて得た額の合計額

(支給方法)

第4条 報酬の支給方法は、一般職の職員の例による。この場合において、報酬
は翌月の20日までに支給する。

(費用弁償)

第5条 非常勤職務者が招集に応じ会議等の職務に従事したときは、別表に定め
たところにより、会議等出席の都度、費用弁償を支給する。

(従事する日等)

第6条 非常勤職務者が従事する日は、別に定めのあるほか、任命権者の決する
ところによる。

2 非常勤職務者の費用弁償の支給に関する処務については、新座市社会福祉協
議会経理規程の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日より施行する。
- 2 従前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会非常勤の職務の者の費用弁償に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

別 表（第5条関係）

区 分	日額費用弁償	支 給 日
支部長、募金委員	2, 0 0 0 円	会議等に従事した日
第三者委員	2, 0 0 0 円	従事した日
生活支援員	2, 5 0 0 円	従事した日
その他特別な委員会の 委員	2, 0 0 0 円	従事した日